

IV 計画の基本理念と基本目標

<基本理念>

1 困難な問題を抱える女性及びDV被害者の人権擁護並びに男女が共に理解し合える社会の実現

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るためには、人権が尊重される各種支援施策を推進し、女性が安心して、自立して暮らせる社会が必要不可欠です。

また、DVは被害者にとって、重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性であるという実態があります。

困難な問題を抱える女性とDV被害者等の自立に向けた切れ目のない支援により、男女が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、個性と能力を發揮し、共に理解し合える社会の実現を目指します。

2 女性が安心して自立して暮らせる社会の実現

女性の抱える問題が多様化するとともに複合化しそのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるように、問題の発見、相談、心身の健康の回復と自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供できる社会の実現を目指します。

3 配偶者からの暴力等を容認しない社会の実現

DVは重大な人権の侵害であるにも関わらず、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、DV加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力等を防止し、DV被害者を保護するための取組が必要であることから、県民一人一人が、DVは身近にある重大な人権侵害であることを認識し、社会全体の問題として、「配偶者からの暴力等を容認しない社会」の実現を目指します。

「配偶者からの暴力」とは

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(一部抜粋)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<以下略>

<基本目標>

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を定め、困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援並びにDV防止のための各種施策を推進していきます。

基本目標1 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の相談・保護体制の充実

困難な問題を抱える女性及びDV被害者がいつでも安心して相談できる環境づくりや、本人の意思が尊重され、安全に避難できる体制の整備・支援施策の充実を図ります。

基本目標2 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の自立に向けた支援

困難な問題を抱える女性及びDV被害者の自立には、住宅の確保、経済的基盤の確立、心身のケアなど様々な課題を解決していく必要があります。このため、民間支援団体等関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた中長期的な支援も視野に入れた支援施策の充実を図ります。

基本目標3 困難な問題を抱える女性の家庭に育つ子どもへの支援及び

DVの家庭に育つ子どもの安全・安心の確保

女性が抱える困難な問題と、その家庭に育つ子どもが抱えている問題は、密接な関係にある場合も想定されることから、子どもと子どもが育つ家庭に対する相談窓口を設置し、家庭に育つ子どもの状況にあった適切な支援を行うことが必要です。

また、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと(面前DV)は、心理的な児童虐待に該当し、その子どもへの影響を考慮した適切な対応が必要です。

児童相談所や県関係機関、市町村、学校等が連携し、児童虐待の早期発見と子どもの安全確保、心のケアの充実を図るとともに、DV被害者とその子どもに対する包括的な支援施策の充実を図ります。

基本目標4 民間支援団体との連携・協働

困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援という共通の目的のもと、民間と行政が対等な立場で考え方や情報を共有し、連携して支援にあたる体制の構築を図ります。また、民間支援団体と協働し、被害者の立場に立ったきめ細かな支援施策の充実を図ります。

基本目標5 暴力を許さない社会の形成

県民一人ひとりが「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことを認識し、DVに関する正しい知識を深めるため、多様な広報媒体を活用した意識啓発を図るとともに、若年層に対する人権教育・啓発を推進していきます。